

箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立障害者福祉センターささゆり園（以下「センター」という。）の指定管理に係る協定を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、箕面市立障害者福祉センター条例（平成15年箕面市条例第50号。以下「条例」という。）に基づくセンターの指定管理者の行う管理運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、社会福祉法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって障害者福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び条例その他の関係規定等並びにこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 箕面市立障害者福祉センターささゆり園
- (2) 所在地 箕面市西小路三丁目9番9号
- (3) 施設規模 鉄筋コンクリート 平屋建て

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

3 乙は、甲が認めた場合を除き、第12条第1項各号に規定する業務（以下「本



業務」という。)を履行する目的外でセンターを使用してはならない。

(指定期間)

第5条 本協定による指定期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、乙が特に必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、乙が特に必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 毎月第一日曜日及び第三日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

(入館の制限)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- (2) 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

2 乙は、災害等により甲がセンターを利用する必要があるとき又はセンターが利用できないと甲が認めるときは、センターへの入館を禁じ、センターから退館させることができる。

(利用対象者)

第9条 センターを利用することができる者(第12条第1項第1号に規定する

事業を利用するため、センターを利用する者を除く。)は、市内に居住する者又は市内に主たる事務所を有する団体であって、障害者等の健康の保持及び福祉の増進に寄与すると認められるものとする。

(利用料金)

第10条 センターを利用する者は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を乙に納付するものとする。

2 利用料金は、あらかじめ甲の承認を得て乙が定める。

3 乙は、利用料金を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 利用料金は、乙の収入として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

(利用定員)

第11条 センターの利用定員は、あらかじめ甲の承認を得て乙が定める。

第2章 業務の範囲

(業務の範囲)

第12条 甲は、次に掲げる業務を乙に行わせる。

(1) 条例第2条第1号に規定する事業の実施に関すること。

(2) 条例第2条第2号に規定する事業の実施に関すること。

(3) 条例第2条第3号に規定する事業の実施に関すること。

(4) 条例第2条第4号に規定する事業の実施に関すること。

(5) 条例第2条第5号に規定する事業の実施に関すること。

(6) 条例第2条第6号に規定する事業の実施に関すること。

(7) 条例第3条第2項第2号に規定するセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(8) その他甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる本業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者募集要項」(令和6年9月20日制定)及び「箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者業務水準書」(令和6年9月20日制定)の定めるところによるものとする。

(業務の範囲、業務の細目等の変更)

第13条 甲又は乙は、必要と認めたときは、相手方に対する通知をもって前条に定める業務の範囲並びに仕様書で定める業務の細目及び水準の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

3 業務の範囲又は業務の細目又は水準の変更については、前項の協議において決定するものとする。

4 甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第14条 乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第27条第1項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

2 本協定、事業計画書等の間に矛盾又は齟齬があるときは、本協定、事業計画書等の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定に関わらず、事業計画書等において仕様書を上回る業務の水準が提案されているときは、事業計画書等に示された業務の水準によるものとする。

(関係法令の遵守)

第15条 センターの管理を行うにあたっては、次の法令等の規定を遵守するものとする。

(1) 地方自治法その他関連法規

(2) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働管理関係法規

(3) 消防法、電気事業法その他施設管理関係法規

(4) 身体障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法規

(5) 箕面市立障害者福祉センター条例

(6) 個人情報保護に関する法律

(7) 箕面市個人情報保護に関する法律施行条例

(8) 箕面市情報公開条例

(9) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(11) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

(12) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例及び箕面市手話言語条例

(13) その他関連法規、通知、要領等

(公益通報等の報告)

第16条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項の規定に基づき、通報窓口で公益通報をすることができる。

2 乙の役員又は乙の従業員は、正当な理由がある場合を除き、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口で報告しなければならない。

4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(第三者による実施)

第17条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。

2 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時等の対応)

第18条 乙は、災害等に備えて防災マニュアルを作成し、センターの管理業務の従事者に周知するとともに、箕面市にその写しを提出しなければならない。

2 乙は、事故や災害等の緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合にお

いて、センターの利用者に危険等があると判断するときは、センターの管理について甲に協議しなければならない。ただし、甲に協議する暇がないときは、乙は利用者の安全を確保する等速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係機関に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

- 3 乙は、箕面市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲、警察署、消防署その他の関係機関と連携を図り初動対応を行うとともに、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲及び甲の関係機関の指示に従うとともに、被災者のうち地域の避難所での生活が困難と思われる要援護高齢者・障害者の受け入れの協力等を行わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報(以下「指定管理者個人情報」という。)の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱(令和5年箕面市訓達第13号。)に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱(令和5年箕面市訓令第29号)を準用することとする。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データ(個人情報の保護に関する法律第16条第4項に規定する保有個人データをいう。以下この条において同じ。)に関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該保有個人データで取り扱う個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

また、指定管理者個人情報に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

- 5 乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条までの罰則規定の適用を受けるものとする。

（情報公開、文書の管理等）

第20条 乙は、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

- 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（人権研修等の実施）

第21条 乙は、本業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、障害者福祉、障害者虐待防止等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修等を行うものとする。

（指定管理者の評価の実施）

第22条 乙が業務の評価を受けるときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

- （1）利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施
- （2）評価の実施に必要な資料の作成
- （3）評価の実施時における説明
- （4）前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、前項の評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の取組並びに合理的配慮の提供等)

第23条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇用に誠実に履行しなければならない。

2 乙は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)の趣旨を踏まえた取組を進めるよう努めなければならない。

3 乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、箕面市手話言語条例(令和5年箕面市条例第39号)、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(令和5年箕面市条例第40号)の趣旨を踏まえた合理的配慮の提供等の取組を推進しなければならない。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第24条 甲は、別紙備品一覧表に示す備品等を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理しなければならない。

3 乙は、別紙備品一覧表に示す備品等が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなったときは、甲との協議により、甲が承認した場合に処分できることとし、処分に関する費用が発生するときは、乙が負担するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。

5 乙は、前2項により、備品等の処分等を行ったときは、別紙備品一覧表を更新するものとする。

(備品等の帰属)

第25条 前条の備品等は甲に帰属し、乙は、指定期間中、業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(乙による備品等の購入等)

第26条 乙は、第24条に定めるもののほか、本業務を行うにあたり必要な備品等を購入又は調達することができる。

2 乙が購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとし、第24条第5項の規定により更新した別紙備品一覧表とは別にこれを管理するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書等の提出)

第27条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書(以下「事業計画書等」という。)を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(1) 施設、附属設備等の維持管理計画

(2) 第12条第1項第1号から第6号及び第8号に掲げる事業に係る事業計画

(3) 収支計画

(4) 人員体制計画

(5) 職員研修計画

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書等の提出)

第28条 乙は、第14条第1項の規定に基づき業務を実施するにあたっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、センターの管理業務に関し、当該年度における管理業務の実施状況や利用状況、管理業務にかかる事業活動収支計算書等(利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況等)、乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を作成し、翌年度の5月31日までに、甲に提出しなければならない。

い。

(甲による業務実施状況の確認)

第29条 甲は前条の規定により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する確認のほか、乙による本業務の実施状況等を確認するために必要と認めるときは、本業務について監査を行うことができる。また、乙に対して必要な報告を求めることができる。

3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による監査に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第30条 甲は、前条第2項の規定による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第31条 乙は、その名称、所在地、定款、役員その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

2 乙は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第3項の規定に基づく届出を行うときは、当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

第6章 指定管理料

(指定管理料)

第32条 甲は、本業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料を乙に支払う。

期 間	指定管理料
令和7年4月1日から令和8年3月31日	47,559,000円
令和8年4月1日から令和9年3月31日	47,657,000円

令和9年4月1日から令和10年3月31日	47,578,000円
令和10年4月1日から令和13年3月31日	3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直す。
令和13年4月1日から令和16年3月31日	
令和16年4月1日から令和17年3月31日	

(※年額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。)

- 2 指定管理料は、3年毎に、国の報酬改定、賃金構造基本調査、及び障害福祉サービス等経営実態調査、加えて前3年間の収支状況等を勘案し、必要に応じて見直す。
- 3 第13条第3項の規定による業務範囲又は業務の細目又は水準の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により前項の指定管理料を変更するときは、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(支払方法)

第33条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、次表のとおり支払うものとする。ただし、前条第3項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

支払月	指定管理料	備考
令和7年4月	23,779,000円	前金払い
令和7年10月	23,780,000円	同上
令和8年4月	23,828,000円	同上
令和8年10月	23,829,000円	同上
令和9年4月	23,789,000円	同上
令和9年10月	23,789,000円	同上
令和10年4月1日から 令和17年3月31日	年に2回を限度に、別に定める	

第7章 損害賠償及び不可抗力

(危険負担)

行う

する

また、

らな

施が

業務

けれ

項に

なけ

第7

日ま

を乙

00円

00円

第34条 センターの管理に伴う危険負担については、仕様書に定めるリスク分担表のとおりとする。ただし、リスク分担表に定めるもの以外の事項については、甲と乙の協議により、決定するものとする。

(損害賠償等)

第35条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(施設賠償責任保険の加入)

第36条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、附属設備等及び第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。

(不可抗力発生時の対応)

第37条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力による発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用の負担等)

第38条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第39条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を第32条第1項に規定する指定管理料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第40条 乙は、指定期間の満了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。なお、引継ぎに要する費用については、乙の負担とする。

2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるセンターの視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第41条 乙は、指定期間の満了までに、指定開始日を基準としてセンターを原状に復帰し、甲に対してセンターを明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状復帰は行わずに、甲が定める状態で甲に対してセンターを明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第42条 乙は、指定期間の満了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 乙は、第24条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引継ぐものとする。

(2) 第26条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議により両者が合意し

た場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第9章 指定期間の満了前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し)

第43条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。
- (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (3) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (4) センターの管理運営上不適切な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

3 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、甲に損害が生じた場合は、乙がその損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消しの申出)

第44条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年以上前までに、甲に申し出なければならない。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

3 前項の規定による指定の辞退により、甲に損害が生じたときは、乙がその損

害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第45条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の規定における指定の取消しによって乙に発生する損害、損失及び増加費用は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間満了前の指定の取消し時の取扱い)

第46条 第43条から前条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第33条の規定にかかわらず、甲は月割計算により第32条第1項の指定管理料を支払うものとする。

2 第40条から第42条までの規定は、第43条から前条までの規定により協定が終了した場合にこれを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合はその限りでない。

第10章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第47条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第48条 乙は、センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 自主事業の実施による事業収入は、乙が収入する。

3 乙は、自主事業を実施する場合は、本協定書第27条の規定により甲に提出する事業計画書にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

- 4 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
- 5 自主事業の実施は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、自主事業の実施に関して生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 6 乙は、センターの敷地内における、地方自治法第238条の4第7項に基づき甲が行う目的外使用許可に係る取扱いについては、甲の指示に従うものとする。

(協定の変更)

第49条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第50条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたとき、若しくは本協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第51条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第52条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決を得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年(2024年)11月15日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原田 亮



乙 箕面市瀬川三丁目3番2号
社会福祉法人あかつき福祉
理事長 奥村 一朗



箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者業務仕様書

箕面市（以下「甲」という。）と箕面市立障害者福祉センターささゆり園（以下「センター」という。）の指定管理者である社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）が締結する箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理に係る協定書（以下「協定書」という。）の業務内容等については、本仕様書の定めるところによる。

1 基本的事項

センターの管理運営業務の実施に係る基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) センターの効果的、効率的な管理運営及び適切なサービスの提供を行うこと。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として、市民等の利用に際しては、平等な利用を確保すること。
- (3) 設置目的に基づいた管理運営を行い、その目的の実現に向け努力すること。
- (4) 利用者の立場に立った管理運営を行い、サービスの向上に努めること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）その他の法令等を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

2 業務の細目等

協定書第12条第1項第1号から第6号に定める業務の細目及び水準は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項に規定する生活介護事業を、大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）及び大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第110号。以下「指定基準等」という。）に基づく基準のほか、次に掲げる業務の水準をもって実施すること。

- ① 利用定員は、20名以上とすること。
- ② 利用対象者は、原則として甲が支給決定（法第19条第1項に規定する支給決定をいう。）を行った者とし、次に掲げる者を受け入れること。

ア 医療的ケアを必要とする障害者

イ 重度の身体・知的障害者及び重度重複障害者

- ③ 市内の市立施設間で利用調整が発生した場合、施設間で相互に十分な連携・調整を行うとともに、各施設の効率的な運用に協力すること。
 - ④ 本人の障害特性に応じた個別支援計画を作成し、生活の質の維持向上を目的とした適切な支援を行うこと。
 - ⑤ 個別支援に必要な日中活動を創意工夫して実施すること。
 - ⑥ 利用者の状況に応じた給食サービスを提供すること。
 - ⑦ 利用者の状況に応じた入浴サービスを提供すること。
 - ⑧ 箕面市内に限り自力通所が困難な利用者の送迎を実施すること。
 - ⑨ 開所時間内において、利用者の障害状況等に応じて事業の延長を可能な限り行うこと。
 - ⑩ 理学療法士または作業療法士を配置し、年間を通じた利用者の身体機能の維持のための取り組みを可能な限り行うこと。
 - ⑪ 箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者応募申込時に提案のあった特定事項提案書（様式31）記載の利用者支援の内容を実現すること。
- (2) 法第77条第5項に規定する地域生活支援事業のうち、箕面市地域生活支援事業実施要綱（平成18年箕面市訓令第52号）第47条第1号に規定する施設入浴サービス事業を次に掲げる業務の水準をもって実施すること。
- ① 1日の利用者数は、概ね4名程度とすること。
 - ② サービス提供時間は、午後4時から6時までとすること。
 - ③ 利用者の希望に応じて、箕面市内に限り送迎を実施すること。
- (3) 障害者等に関する社会との交流の促進等の事業として、以下の事業を実施すること。
- ① 各種教室を年2回以上開催すること。
 - ② その他、障害者の地域交流促進を図る事業を行うこと。
- (4) 障害者等に関するボランティア育成等の事業として、以下の事業を実施すること。
- ① 手話講習会を、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応『手話奉仕

分な連

員養成テキスト』に基づき実施すること。なお、甲が今後検討予定の既存事業の見直しに協力すること。

向上を

- ② その他、障害者に関するボランティアの育成及び障害者等の理解を深める啓発を実施すること。

能な限

(5) 障害者関係福祉団体に対する支援等に関する事業として、会議室等の利用に係る便宜供与に関する事業を、次に掲げる業務の水準をもって実施すること。

- ① 便宜を供与する施設は、会議室、和室及びプレイルームとすること。
- ② 施設の利用可能時間は、午前9時から午後10時までとすること。

本機能

(6) 障害者への情報提供に関する事業として、以下の業務を実施すること。

- ① 点字情報資料コーナーの管理運営
- ② 甲が設置するIT機器を活用した障害者等への情報提供
- ③ その他障害者への情報提供に関する事業

に提案

見する

(7) 施設、設備等の維持管理業務を、次に掲げる業務の水準及び「箕面市立障害者福祉センターささゆり園指定管理者業務水準書」(令和6年9月20日制定)第5項に掲げる業務水準の水準をもって実施すること。

或生活

号に規

範する

- ① 敷地内及び施設内の日常清掃及び定期清掃
 - ア 敷地内及び施設内の美観を維持し、衛生面及び安全面に配慮し、施設利用者にとって快適な施設環境を提供するため計画的に清掃を実施すること。
 - イ リサイクル、ゴミ減量等に配慮すること。
 - ウ 箕面市指定のゴミ袋を使用すること。
 - エ 特殊浴槽について、衛生面及び安全面に配慮し、施設利用者にとって快適な入浴サービスを提供するため定期的に清掃を実施すること。
 - オ 産業廃棄物の処理に当たっては、法令等を遵守するとともに、箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例(平成15年箕面市条例第8号)に規定する事業者としてその処理を行うものとし、廃棄物の処理に要する費用は乙が負担する。

業を実

を实施

を奉仕

- ② 建築物等の維持管理
 - ア 施設の屋根、外壁、建具、天井、床、外構等の敷地内各部の日常的な保守及び点検を行い、危険箇所が発見された場合は、応急措置を行うと

ともに、速やかに甲に報告すること。

イ 敷地内の樹木及び植栽を良好な状態で維持すること。

ウ 法令等に基づく施設及び設備の点検及び検査を実施すること。(官公庁への報告等を含む。) また、その結果について速やかに甲に報告すること。

③ 附属設備の保守点検

ア 附属設備について、常に正常な状態を維持できるよう定期点検を行い、設備が正常に機能しない場合には、修理、交換、分解整備等の適切な方法により対応すること。

イ 電気設備、空調設備、自動ドア等について、利用者の安全性、快適性等を考慮し、適正な方法によって効率よく管理すること。

ウ 消防設備、自家用電気工作物等について、法令等に基づく点検及び検査を実施すること。(官公庁への報告等を含む。) また、その結果について速やかに甲に報告すること。

④ 備品の維持管理

ア 甲が貸与する備品について、常に正常に機能するよう定期的に点検を行い、不具合が発生した場合には、速やかに甲に報告した上で、迅速に対応し、修繕、部品交換、分解整備等の適切な方法により早急に復旧すること。

イ 甲が貸与する備品は、甲が指定する「備品一覧表」により管理すること。

ウ 甲が貸与する備品が老朽等に伴い買い替え等の措置が必要となったときは、金額に関わらず乙が更新することとし、更新後の備品は乙に帰属する。その場合、乙は市貸与備品を廃棄する旨を甲に報告すること。

エ 前項のほか、乙が新たに必要であると判断し、購入した備品の所有権は、乙に帰属する。

カ 指定期間の終了後、乙に帰属する備品を次期指定管理者が譲渡を希望する場合はその費用負担を含めた必要な協議を行うこと。

キ 乙に帰属する備品を次期指定管理者に譲渡する場合は、残存簿価を持って譲渡すること。

⑤ 警備業務

ア 閉館時間及び休館日において警備を実施すること。

(8) 施設、附属設備、備品等の修繕を、次に掲げる基準をもって実施すること。

- ① 年度ごとに作成する施設、附属設備、備品等の維持管理計画に、修繕に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。
- ② 緊急を要する修繕が発生した場合、乙は速やかに甲に報告し、その対応について甲の指示を受けるものとする。
- ③ 日常の管理業務で発生する1件当たり10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以下の簡易な修繕及び工事については乙の負担において行うものとする。
- ④ 施設・設備等の改修等を乙の発意により行う場合は、あらかじめ甲の承認を受けた上で、乙の費用負担により実施することができる。この場合において、指定期間の満了に際しては、協定書第42条の適用を受けるものとする。
- ⑤ 乙が購入した備品の修理については、乙の負担において行うものとする。
- ⑥ 修繕に関して定めのない事項については、甲と乙が協議を行い決定するものとする。

(9) その他

- ① 本業務に必要な物品等の調達時には、優先的に障害者事業所等から物品等を調達するよう努めること。
- ② 敷地内で自動販売機を設置するときは、原則として一般財団法人箕面市障害者事業団が設置できるよう事前に協議すること。

3 人員体制

センターの安全で効果的、効率的な管理運営に資するための職員の配置基準は、次のとおりとする。

- ① 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)を満たすこと。
- ② 生活介護については、以下の基準を満たすこと。
 - ア 指定基準等を満たすこと。
 - イ 個別支援計画を作成し、これに基づくきめ細かな支援を行うための体制を整えること。
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

(官公
告する

を行い、
切な方

快適性

及び検
につい

点検を
迅速に
復旧す

するこ

なった
乙に帰
こと。

所有権

を希望

面を持

づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）における人員配置体制加算（Ⅰ）の人員配置を基本とすること。また、同基準における人員配置体制加算の届け出区分を変更する場合、及び人員の確保が一時的に困難となった場合は、甲と協議すること。

エ 看護師の資格を有する職員を常時2名以上配置できる体制を整えるとともに、送迎に従事する添乗員を2名以上配置すること。

③ その他事業運営に必要な人員を配置すること。

4 緊急時の対応

(1) センターは、箕面市地域防災計画に基づく「福祉避難所」に指定されている。

(2) 自然災害、人為災害、事故、自ら原因者・発生源になった場合及び感染症等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等（以下「緊急時」という。）に備え、危機管理体制を築くとともに、下記の内容に関する危機管理マニュアル（防災マニュアル、感染症対策マニュアル等を含む。）を作成し、管理業務の従事者に周知するとともに、甲に提出すること。

- ① 危機管理体制に関すること。（夜間、休日等の甲との緊急連絡体制、閉館時の地震発生時の初動体制、風水害発生のおそれがある場合の対応体制、その他緊急時の対応体制、責任者等）
- ② 業務実施時における利用者に係る外傷、行方不明、食中毒、感染症等の事故等の対応に関すること。
- ③ 火災、事故、災害等の緊急時における利用者、家族、来庁者に対する避難誘導及び初期消火等の初動対応に関すること。
- ④ 緊急時における利用者の家族及び甲、警察、消防等の関係機関への連絡・報告・通報に関すること。
- ⑤ 停電時等における施設の復旧を遅滞なく行う方法に関すること。
- ⑥ 消防本部から消防計画等の改善に関する指摘があった場合の改善等に関すること。
- ⑦ 保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱（平成15年箕面市訓令第50号）に基づく対応に関すること。
- ⑧ 避難訓練、火災、事故、災害等による休館基準等利用者に対する対応に

万全を期する方法に關すること。

⑨ 業務継続計画（BCP）に關すること。

(3) 地震が発生したときは、下記のとおり対応すること。

① 夜間・休館日等の閉館時において、震度5弱以上の地震が発生したときは、2名以上の従事者が施設に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害の防止等を行うこと。

② 災害により施設を休館している間は、1名以上の従事者が施設に勤務し、箕面市災害対策本部の指示のもと、管理業務に従事するとともに、施設・設備の復旧作業に協力すること。

③ 災害により施設を休館している間において、施設は、箕面市災害対策本部の指定する用途に使用するものとし、施設の車両は、当該用途に資する範囲で甲が使用できること。

(4) 風水害発生のおそれがある場合等は、下記のとおり対応すること。

① 台風、豪雨等により災害発生の危険が予測されるときは、甲の指示に従い、施設閉館時も1名以上の従事者を施設に待機させること。

② 夜間・休館日等の閉館時において、台風、豪雨等により災害発生の危険が高まった時は、甲の指示に従い、1名以上の従事者が施設に参集すること。

(5) 毎年度の緊急連絡体制について、当該年度4月初旬に提出するとともに、変更が生じた場合は速やかに報告すること。

(6) 利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、緊急時の対応について随時訓練を行うこと。

(7) 緊急時には、初動対応を行い、危機管理マニュアルに従って迅速に適切な措置を講じるとともに、甲、警察、消防等の関係機関に通報すること。

(8) 保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱（平成15年箕面市訓令第50号）に規定する事故等が発生した場合、警察・消防・保健所等に報告すべき事象が生じた場合、火災・事故・災害等により休館する場合その他センターの管理運営を行ううえで利用者の心身に影響を及ぼす

事象が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、速やかに甲に報告すること。

5 個人情報の取扱い

- ① 乙は、協定書第19条に定める個人情報の取扱いに基づき、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じるとともに、適正に取り扱わなければならない。
- ② 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、指定管理業務の履行目的以外に第三者に提供してはならない。
- ③ 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に複製し、又は複製してはならない。
- ④ 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）その他個人情報に関する法令等の説明を行う等、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し、訓練しなければならない。

6 その他の業務

（1）利用者への対応

- ① 利用者（家族等を含む）の視点に立った受付、案内、相談、苦情等の対応を行うこと。
- ② 傷病人への対応を適宜行うこと。

（2）利用者統計等の作成業務

- ① 甲その他の関係機関からの問合せ及び緊急時等に迅速に対応できるよう、利用者の情報を整理すること。整理にあたっては、個人情報の取扱いに留意すること。

（3）関係団体等との連絡調整業務

- ① 甲その他の地方公共団体等との連絡調整に、正確・迅速に対応すること。
- ② 障害者福祉関係団体をはじめとする地域の関係団体等との協力・連携に努めること。

報告する

情報の
ければな

に利用し、
甲の書
者に提

複写し、

る法律
施行条
の説明
、絶え

等の対

きるよ
の取扱

こと。
連携に

7 留意事項

(1) 備品等の帰属

- ① 送迎用等の車両については、乙が準備すること。
- ② 介護給付費の請求の伝送等に係るインターネット環境の整備は、乙の責任と負担で行うこと。

(2) 賠償責任

センターの管理運営を行うに当たり、乙の行為が原因で利用者等に損害等を与えた場合で甲が賠償責任を負う場合は、乙に対して求償権を行使し、乙の指定の取消し等の処分を行うことがある。

(3) 指定管理料（委託料）の減額

センターの管理運営を行うに当たり、乙の行為が原因で利用者に損害等を与えた場合には、利用者へのサービス水準が満たされていないとして指定管理料（委託料）を減額する場合がある。

8 リスク分担

甲と乙のリスク分担は、下記に基づくものとする。

項目	乙	甲
必要な資金の確保	○	
管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用	○	
事業の運営・維持管理業務に影響のある法令等の変更に係る費用	協議事項	
物価の変動により管理運営に支障が生じた場合	○	
施設競合、需要変動により管理運営に支障が生じた場合	○	
施設設置者の責任による事業の中止・遅延		○
指定管理者の責任による事業の中止・遅延	○	
不可抗力による事業の中止・遅延 (原則として、休業補償は行いません。)	協議事項	
指定管理者の事業放棄・破綻	○	
施設の大規模な(建物構造又は設備に係る箇所)の改修・修理(指定管理者の故意又は過失によるものを除く。)		○

指定管理者の故意又は過失により破損した施設及び貸与備品の修繕等	○	
運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合 (管理瑕疵)	○	
施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合 (設置瑕疵)		○
施設の管理上の瑕疵による火災等の事故	○	

9 協議事項

- (1) 業務遂行につき、協定書及び仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議を行い決定する。
- (2) センター指定管理者応募申込時に提出した特定事項提案書（様式3-1）については、必要に応じて協議を行い、実現に努めること。

《貸与備品一覧表》

No.	備品番号	品名	規格	取得年月日	価格(円)
1	4882	001001003 スチール平机	DTR-2650M-21(イトーキ)	S58.5.10	38,100
2	4883	001001003 スチール平机	DTR-2650M-21(イトーキ)	S58.5.10	38,100
3	4884	001001003 スチール平机	(イトーキ)	S59.1.23	27,300
4	5129	005001001 整理棚	JB-K64005	S58.7.12	27,000
5	5130	005001001 整理棚	JB-K66E005	S58.7.12	36,400
6	5131	005001001 整理棚	JB-K66E005	S58.7.12	36,400
7	5132	005001001 整理棚	JB-K66E005	S58.7.12	33,700
8	5156	005001009 更衣ロッカー	JH-LN42K(くろがね)	S58.5.2	22,550
9	5163	005001009 更衣ロッカー	TH-LN42K-1V	H2.4.19	33,600
10	5271	014005005 電動ろくろ		H1.12.6	228,000
11	5272	014005005 電動ろくろ		H1.12.6	36,000
12	5296	017001035 土練機		H1.12.6	144,000
13	5303	019003001 歩行訓練器		S62.3.7	50,000
14	5369	020001009 手織機		H3.5.9	99,112
15	5370	020001001 ミシン	ZZ3-B776型(ブラザー)	H2.4.12	147,390
16	20337	031002014 テント一式	面積42幅178cm長さ268cm	S59.2.14	59,000
17	20338	031002014 テント一式	面積42幅178cm長さ268cm	S59.2.14	59,000
18	22074	005001009 更衣ロッカー	HDT-6332SL-TE(イトーキ)	H4.3.31	54,590
19	22075	001001003 スチール平机	DTK-1897TH-TM(イトーキ)	H4.3.31	68,072
20	22559	005001009 更衣ロッカー	JH-LN62K-DW(クロガネ)	H4.4.20	34,500
21	22598	017001003 エアコンプレッサ	O.4KW ESシリーズ0.40P-7T(トキコ株)	H4.2.28	113,712
22	22675	007001001 黒板・白板	BBW-1209MN-TE月予定用(ホワイトボード)	H4.3.31	37,296
23	22761	001001005 スチール脇机	JD-N10E-F(クロガネ)	H4.6.10	26,000
24	22777	019003012 機能訓練用上半身保持機	PT750AL 700*570*270(プレストン社 ウェッジ)	H4.6.11	85,490
25	23641	019003014 機能訓練用マット	P090 エアレックスマット(バシフィックサブライ)	H4.11.30	35,020
26	25318	013002003 運搬車	90x60cm パンラック折たたみタイプ(アイケ-製作所)	H5.3.10	29,973
27	25319	013002003 運搬車	90x60cm パンラック折たたみタイプ(アイケ-製作所)	H5.3.10	29,973
28	27249	033001004 レコード	障害者問題啓発ビデオ「新たな旅立ち」	H5.4.6	30,000
29	27250	033001004 レコード	障害者問題啓発ビデオ「新たな旅立ち」	H5.4.6	30,000
30	27251	033001004 レコード	障害者問題啓発ビデオ「新たな旅立ち」	H5.4.6	30,000
31	29178	001001007 折たたみ机	39DC-1845AD(クロガネ 長机)	H5.11.15	20,300
32	29179	001001007 折たたみ机	39DC-1845AD(クロガネ 長机)	H5.11.15	20,300
33	29180	001001007 折たたみ机	39DC-1845AD(クロガネ 長机)	H5.11.15	20,300
34	29181	001001007 折たたみ机	39DC-1845AD(クロガネ 長机)	H5.11.15	20,300

35	29182	001001007	折たたみ机	39DC-1845AD(クロガネ 長机)	H5.11.15	20,300
36	29183	001001007	折たたみ机	39DC-1845AD(クロガネ 長机)	H5.11.15	20,300
37	29184	001001007	折たたみ机	39DC-1845AD(クロガネ 長机)	H5.11.15	20,300
38	29185	001001007	折たたみ机	39DC-1845AD(クロガネ 長机)	H5.11.15	20,300
39	29186	004001023	回転椅子(肘あり)	410-5120-5V(クロガネ チェア-)	H5.11.15	27,501
40	29203	019002012	聴診器	No 2201(リットマン 聴診器)	H6.1.21	20,600
41	29220	023003001	パソコン(ポケコン含む)	PC9801 BX2/02(NEC パソコン)	H6.1.20	146,672
42	29221	023003014	ディスプレイ	PC-KM152(NEC ディスプレイ 15インチ)	H6.1.20	106,605
43	29222	023003019	磁気ディスク装置	INTER-240BN BASIC-4(1CM ハードディスク)	H6.1.20	54,538
44	29223	023003003	OA機器用プリンター	VP-2061PC(EPSON プリンター)	H6.1.20	87,035
45	29281	014001012	プログラムコントローラー	ブッシュイッチ(パシフィックサプライ ミシンコントローラー)	H6.3.18	37,835
46	29282	005001013	食器戸棚(水屋)	SQ-DB45(食器棚)	H6.3.16	34,144
47	29283	023001006	膳写版	PG10 B6セット(理想科学 プリントゴッコ)	H6.3.18	28,634
48	41650	009001003	炊飯器	SR-1HZF18(炊飯器)	H10.3.20	22,890
49	41694	007001006	マガジンラック	ZR-RS4JN(コクヨ)	H10.3.31	42,945
50	41986	002001001	テーブル	介護テーブル(クロガネ)	H10.7.1	126,000
51	44030	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
52	44031	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
53	44032	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
54	44033	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
55	44034	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
56	44035	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
57	44036	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
58	44037	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
59	44038	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
60	44039	001001007	折たたみ机	EF-S615DMTK(折たたみ長机 プラス)	H12.10.17	35,490
61	44040	014003001	電気掃除機	MC-G100(掃除機 ナショナル)	H12.10.17	35,490
62	45870	002001001	テーブル	ハイローテーブル T-1800M(SAKAI医療)	H13.5.21	293,000
63	48245	027003011	ドラムセット	スズキSOD-250・330・400(ドラムセット(音階ドラム))	H16.2.13	66,150
64	48246	027003001	太鼓	カワイKSD-4G(太鼓(ほごだいこ))	H16.2.13	27,720
65	48247	027003003	木琴	カワイ25C/W(木琴(おとつみき))	H16.2.13	37,800
66	48248	027003013	パーカッションセット	カワイKPC-86C(パーカッションセット)	H16.2.13	97,440
67	48249	027004010	キーボード	ヤマハPSR-550(キーボード)	H16.2.13	67,200
68	48250	020001001	ミシン	PC-8000型(ミシン プラザ電子コンピューターミシン)	H16.2.13	99,750
69	48275	015001003	ビデオレコーダー	パナソニック NV-VP31(ビデオレコーダー)	H16.3.11	31,290
70	48276	015001006	テレビ	パナソニック TH-36FP50(テレビ)	H16.3.11	187,950

71	48277	022001042	ビデオカメラ	パナソニック NV-GS50K(ビデオカメラ)	H16.3.11	76,440
				パナソニック(準作機)	H16.3.11	29,700

68	48250	020001001	ミシン	PC-8000型(ミシン)	ブラザ電子コンピュータ(ミシン)	H16.2.13	01,200
69	48275	015001003	ビデオレコーダー	パナソニック NV-VP31	(ビデオレコーダー)	H16.3.11	99,750
70	48276	015001006	テレビ	パナソニック TH-36FP50	(テレビ)	H16.3.11	31,290
							187,950

71	48277	022001042	ビデオカメラ	パナソニック NV-GS50K	(ビデオカメラ)	H16.3.11	76,440
72	48278	032002011	消火器	ABC10型	(消火器)	H16.3.11	29,700
73	48279	032002011	消火器	ABC10型	(消火器)	H16.3.11	29,700
74	48280	032002011	消火器	ABC10型	(消火器)	H16.3.11	29,700
75	48281	032002011	消火器	ABC10型	(消火器)	H16.3.11	29,700
76	48282	032002011	消火器	ABC10型	(消火器)	H16.3.11	29,700
77	48283	032002011	消火器	ABC10型	(消火器)	H16.3.11	29,700
78	48284	032002011	消火器	ABC10型	(消火器)	H16.3.11	29,700
79	48285	023003001	パソコン(ポケコン含む)	視覚障害者対応(パソコン)	NEC MATE-NX	H16.3.11	396,007
80	48286	023003003	OA機器用プリンター	3型 キヤノン(OA機器用)	プリンター モノクロレーザーA)	H16.3.11	60,139
81	48287	019003018	機能訓練用立位保持装置	(スタンディングフレーム)	胸パット付)	H16.2.23	154,000
82	48288	019003018	機能訓練用立位保持装置	(スタンディングフレーム)	胸パット付)	H16.2.23	154,000
83	48289	030001066	トランポリン	(エアートランポリン)	4m)	H16.2.23	458,850
84	48290	015002004	電話機	(W)電話機	パナソニック KX-PW93CW)	H16.2.26	28,875
85	48291	022001013	カメラ	(カメラ)	IXYDIGITAL30)	H16.2.26	47,040
86	48292	014002007	空気清浄機	(空気清浄機)	パナソニックEH3000)	H16.2.26	35,490
87	48293	014002007	空気清浄機	(空気清浄機)	パナソニックEH3000)	H16.2.26	35,490
88	48294	014003001	電気掃除機	(電気掃除機)	パナソニックMC-G100)	H16.2.26	30,345
89	48295	014003001	電気掃除機	(電気掃除機)	パナソニックMC-G100)	H16.2.26	30,345
90	48296	014004001	電気洗濯機	3-S電気洗濯機	パナソニックNA-FD800)	H16.2.26	115,290
91	48297	014004008	電気アンカ	283(電気アンカ)	(フットスバ)パナソニックEH)	H16.2.26	29,295
92	48298	009001003	炊飯器	(炊飯器)	パナソニック SR-DG18E)	H16.2.26	27,195
93	48299	009002001	食器洗浄器	3(食器洗浄機)	パナソニック NP-50SX)	H16.2.26	62,790
94	48322	019004057	プロジェクター	NEC VT460JK	(プロジェクター)	H16.3.19	210,000
95	48323	020001009	手織機	(さざり織機)	車椅子用レバ付)	H16.3.19	133,927
96	48324	020001009	手織機	(さざり織機)	車椅子用レバ付)	H16.3.19	133,928
97	48325	009004005	冷蔵庫	NR-D471N	(冷蔵庫)	H16.3.19	199,290
98	48326	009001007	電子レンジ	(電子レンジ)		H16.3.19	38,850
99	48327	009001003	炊飯器	(炊飯器)		H16.3.19	27,195
100	48328	015001006	テレビ	(テレビ)		H16.3.19	55,440
101	48329	015002004	電話機	(電話機)		H16.3.19	28,875
102	48330	031001009	ベット)TB-908W(診察ベット)	DXマッサージベット(ホワイト)	H16.3.19	44,520
103	48331	031001009	ベット)TB-908W(診察ベット)	DXマッサージベット(ホワイト)	H16.3.19	44,520
104	48332	031001009	ベット)TB-908W(診察ベット)	DXマッサージベット(ホワイト)	H16.3.19	44,520
105	48333	005001013	食器戸棚(水屋)	(株)パモウナ(食器戸棚)	(小屋)MF2-1400H)	H16.3.19	81,900

106	48334	005001017	飾り棚(サイドボード)	楽240(株)曙工芸製作所(飾り棚(サイドボード)和風キャビネット)	H16.3.19	26,250
107	48335	005001017	飾り棚(サイドボード)	楽241(株)曙工芸製作所(飾り棚(サイドボード)和風キャビネット)	H16.3.19	34,650
108	48336	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(オープン保管庫EW-21K)	H16.3.17	32,865
109	48337	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(オープン保管庫EW-21K)	H16.3.17	32,865
110	48338	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫EW-21H)	H16.3.17	37,170
111	48339	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(下置き)EW-11H)	H16.3.17	21,630
112	48340	005001007	スチール製ロッカー	3ライオン(トレーキャビネット(下置き)EW-B31)	H16.3.17	49,035
113	48341	005001007	スチール製ロッカー	3ライオン(トレーキャビネット(下置き)EW-B31)	H16.3.17	49,035
114	48342	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(3段ラテラルファイルEW-311D)	H16.3.17	43,260
115	48343	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(3段ラテラルファイルEW-311D)	H16.3.17	43,260
116	48344	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(3段ラテラルファイルEW-311D)	H16.3.17	43,260
117	48345	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(4段ラテラルファイルEW-411D)	H16.3.17	54,285
118	48346	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上置)EW-11H)	H16.3.17	21,630
119	48347	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上置)EW-11H)	H16.3.17	21,630
120	48348	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上置)EW-11H)	H16.3.17	21,630
121	48349	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上置)EW-11H)	H16.3.17	21,630
122	48350	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上置)EW-11H)	H16.3.17	21,630
123	48351	005001007	スチール製ロッカー	HG ライオン(両開き保管庫(ガラス戸・上置)EW-11)	H16.3.17	32,865
124	48352	005001007	スチール製ロッカー	HG ライオン(両開き保管庫(ガラス戸・上置)EW-11)	H16.3.17	32,865
125	48377	005001009	更衣ロッカー	ライオン(ロッカー(9人用) NO. 79-N)	H16.3.17	43,575
126	48378	005001009	更衣ロッカー	ライオン(ロッカー(9人用) NO. 79-N)	H16.3.17	43,575
127	48379	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
128	48380	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
129	48381	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
130	48382	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
131	48383	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
132	48384	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
133	48385	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
134	48386	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
135	48387	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
136	48388	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
137	48389	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
138	48390	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
139	48391	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630

140	48392	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
141	48393	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630
142	48394	005001007	スチール製ロッカー	ライオン(両開き保管庫(上下共通) EW-11H)	H16.3.17	21,630

137	48389	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
138	48390	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
139	48391	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
140	48392	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
141	48393	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
142	48394	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
143	48395	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
144	48396	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
145	48397	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
146	48398	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
147	48399	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
148	48400	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
149	48401	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
150	48402	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
151	48403	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
152	48404	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
153	48405	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
154	48406	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
155	48407	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
156	48408	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
157	48409	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
158	48410	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上下共通)	EW-11H	H16.3.17	21,630
159	48427	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(下置)		H16.3.17	21,630
160	48428	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(下置)		H16.3.17	21,630
161	48429	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(下置)		H16.3.17	21,630
162	48430	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(下置)		H16.3.17	21,630
163	48431	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(下置)		H16.3.17	21,630
164	48432	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(下置)		H16.3.17	21,630
165	48433	005001007	スチール製ロッカ-	3 ライオン(トレキヤビネット(下置) EW-B31)		H16.3.17	49,035
166	48434	005001007	スチール製ロッカ-	3 ライオン(トレキヤビネット(下置) EW-B31)		H16.3.17	49,035
167	48435	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上置)EW-11H		H16.3.17	21,630
168	48436	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上置)EW-11H		H16.3.17	21,630
169	48437	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上置)EW-11H		H16.3.17	21,630
170	48438	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上置)EW-11H		H16.3.17	21,630
171	48439	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上置)EW-11H		H16.3.17	21,630
172	48440	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上置)EW-11H		H16.3.17	21,630
173	48441	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上置)EW-11H		H16.3.17	21,630
174	48442	005001007	スチール製ロッカ-	ライオン(両開き)保管庫(上置)EW-11H		H16.3.17	21,630
175	48451	005001013	食器戸棚(水屋)	ライオン(キッチンケース(上下一体型)RK-36)		H16.3.17	85,470

176	48452	001001005	スチール脇机	ライオン(サイドテーブル RK-1R)	H16.3.17	31,500
177	48453	001001001	スチール片袖机	ライオン(軽量棚(基本型))LBN-7645K)	H16.3.17	29,610
178	48454	001001001	スチール片袖机	ライオン(軽量棚(基本型))LBN-7645K)	H16.3.17	29,610
179	48455	001001001	スチール片袖机	ライオン(軽量棚(基本型))LBN-7645K)	H16.3.17	29,610
180	48456	001001001	スチール片袖机	ライオン(軽量棚(増連型))LBN-7646R)	H16.3.17	27,300
181	48457	001001001	スチール片袖机	ライオン(軽量棚(増連型))LBN-7646R)	H16.3.17	27,300
182	48458	031002004	スクリーン	ライオン(スクリーン FSM-80)	H16.3.17	63,840
183	48459	023002015	ラミネーター	ライオン(パウチ KLM-P310)	H16.3.17	29,610
184	48460	007001001	黒板・白板	ライオン(両面回転ボード(足つき))RM-11N)	H16.3.17	39,375
185	48461	007001001	黒板・白板	ライオン(両面回転ボード(足つき))RM-11N)	H16.3.17	39,375
186	48494	002001001	テーブル	FTC-1500M(テーブル 日本DLM(株))	H16.3.31	164,997
187	48495	002001001	テーブル	FTC-1500M(テーブル 日本DLM(株))	H16.3.31	164,997
188	48496	002001001	テーブル	FTC-1500M(テーブル 日本DLM(株))	H16.3.31	164,997
189	48497	002001001	テーブル	FTC-1500M(テーブル 日本DLM(株))	H16.3.31	164,997
190	48498	002001001	テーブル	FTC-1500M(テーブル 日本DLM(株))	H16.3.31	164,997
191	48499	002001001	テーブル	FTC-1500M(テーブル 日本DLM(株))	H16.3.31	164,997
192	48500	004001017	木製角椅子	FC-2003S(木製角椅子 日本DLM(株))	H16.3.31	34,377
193	48501	004001017	木製角椅子	FC-2003S(木製角椅子 日本DLM(株))	H16.3.31	34,377
194	48502	004001017	木製角椅子	FM-1003S(木製角椅子 日本DLM(株))	H16.3.31	32,088
195	48503	004001017	木製角椅子	FM-1003S(木製角椅子 日本DLM(株))	H16.3.31	32,088
196	48504	004001017	木製角椅子	FM-1003S(木製角椅子 日本DLM(株))	H16.3.31	32,088
197	48505	003001002	カウンター	CO-LEW5FIMG 車椅子対応(カウンター コクヨ(株))	H16.3.30	66,150
198	48506	031002013	カーテン	アスワン・エコ・エコマスター(事務室・休憩室カーテン)	H16.3.24	156,450
199	48507	003001002	カウンター	CO-LEK2FIMG オーブンタイプ(カウンター コクヨ(株))	H16.3.30	46,725
200	48508	003001002	カウンター	SP-13(踏み台 コクヨ(株))	H16.3.30	26,775
201	48509	031002013	カーテン	アスワン・エコ(IT室・相談室・医務室カーテン)	H16.3.24	96,390
202	48510	003001005	作業台	(作業台 コクヨ(株))	H16.3.30	75,600
203	48511	003001005	作業台	(作業台 コクヨ(株))	H16.3.30	27,300
204	48512	031002013	カーテン	アスワン・メルラン・エコリエ(会議室1 カーテン)	H16.3.24	199,080
205	48513	023002001	自動紙折機	LF-810(自動紙折機 (株)ライオン事務器)	H16.3.30	117,600
206	48514	031002013	カーテン	アスワン・メルラン(会議室2・3(その1)カーテン1式)	H16.3.24	180,600
207	48515	023003001	パソコン(ポケコン含む)	MATE-NX 障害者対応(パソコン NEC)	H16.3.30	403,777
208	48516	031002013	カーテン	アスワン・メルラン(会議室2・3(その2)カーテン1式)	H16.3.24	127,470
209	48517	023003003	OA機器用プリンター	(OA機器用プリンター)	H16.3.30	23,966
210	48518	012001204	体重計	(車椅子スケール)	H16.3.19	201,600
211	48519	031002013	カーテン	アスワン・エコマスター・エコリエ(フリールーム カーテン1式)	H16.3.24	54,600

212	48520	019004071	ハイアリフト	ミクニ マイティエイト80(介護用リフト)	H16.3.19	384,800
213	48522	004001053	シャワーチェア	ミクニ(シャワーチェア)	H16.3.19	126,400

211	48519	031002013	カーテン	アスワン・エコマスター・エコリエ(フリールーム カーテン1式)	H16.3.24	54,600
212	48520	019004071	ハイアリフト	ミクニ マイティエイド80(介護用リフト)	H16.3.19	384,800
213	48522	004001053	シャワーチェア	ミクニ(シャワーチェア)	H16.3.19	126,400
214	48523	031002013	カーテン	アスワン・メルラン(情報コーナーカーテン1式)	H16.3.24	139,020
215	48524	031002013	カーテン	アスワン・メルラン(機能訓練室カーテン1式)	H16.3.24	201,600
216	48525	019004071	ハイアリフト	ミクニ スリングシート(吊り具)	H16.3.19	37,800
217	48526	019004071	ハイアリフト	ミクニ スリングシート(吊り具)	H16.3.19	37,800
218	48527	019004071	ハイアリフト	ミクニ スリングシート(吊り具)	H16.3.19	37,800
219	48528	031002013	カーテン	アスワン・エコロ(デイルーム・食堂カーテン式)	H16.3.24	380,310
220	48597	019001002	人工蘇生器	KJ-5491(緊急蘇生ケース成人用)	H16.3.31	36,750
221	48598	019002003	血圧計	ナビスKH-2123(水銀血圧計)	H16.3.31	30,450
222	48599	019002012	聴診器	ナビスKI-1903(聴診器)	H16.3.31	24,150
223	48600	019004048	イリリガートル台	ナビスKI-2588(移動用イリリガートル台「イルキヤリーJ」)	H16.3.31	24,150
224	48601	019004048	イリリガートル台	ナビスKI-2588(移動用イリリガートル台「イルキヤリーJ」)	H16.3.31	24,150
225	48602	019002012	聴診器	ナビスKI-1903(聴診器)	H16.3.31	24,150
226	48603	005001012	医療用戸棚	ナビスKJ-1232(耐薬引違保管庫 ガラス戸)	H16.3.31	34,650
227	48604	005001012	医療用戸棚	ナビスKJ-1233(耐薬引違保管庫 スチール戸)	H16.3.31	40,278
228	48605	013002013	ワゴン	ナビスKJ-5716(ヨーロッパアンカート(引き出し付き))	H16.3.31	64,680
229	48606	019001009	蒸気吸入器	新鋭工業 ミリコンS型(ネブライザー)	H16.3.31	26,460
230	48607	019001009	蒸気吸入器	新鋭工業 ミリコンS型(ネブライザー)	H16.3.31	26,460
231	48608	019001011	バキューム装置	新鋭工業 スマイル(吸引器)	H16.3.31	40,425
232	48609	019001011	バキューム装置	新鋭工業 スマイル(吸引器)	H16.3.31	40,425
233	48610	019003014	機能訓練用マット	村中1170W×500L×20H(コンフォードパッド(U5850-2.0))	H16.3.31	61,950
234	48611	013002013	ワゴン	ナビスKI-7595(サイドテーブル PT-3201W)	H16.3.31	33,075
235	48612	019004008	消毒容器	サンデン て・きれいMINI(手指消毒器)	H16.3.31	21,000
236	48613	019004008	消毒容器	サンデン て・きれいMINI(手指消毒器)	H16.3.31	21,000
237	48614	019004062	エアレックスマット	1000W×1850L×15Hレッド(AIREX Mat CORONA)	H16.3.31	23,520
238	48615	019004062	エアレックスマット	1000W×1850L×15Hレッド(AIREX Mat CORONA)	H16.3.31	23,520
239	48616	019004062	エアレックスマット	1000W×1850L×15Hレッド(AIREX Mat CORONA)	H16.3.31	23,520
240	48617	019004062	エアレックスマット	1000W×1850L×15Hレッド(AIREX Mat CORONA)	H16.3.31	23,520
241	48618	019004062	エアレックスマット	1000W×1850L×15Hレッド(AIREX Mat CORONA)	H16.3.31	23,520
242	48619	019004062	エアレックスマット	1000W×1850L×15Hレッド(AIREX Mat CORONA)	H16.3.31	23,520
243	48620	019004062	エアレックスマット	1000W×1850L×15Hレッド(AIREX Mat CORONA)	H16.3.31	23,520
244	48621	019004062	エアレックスマット	1000W×1850L×15Hレッド(AIREX Mat CORONA)	H16.3.31	23,520
245	48622	019003014	機能訓練用マット	800W×1900L×30Hピンク2.0(ソフトナーストラックヘルスケア(株))	H16.3.31	27,405

246	48623	030001029	バランスボール	直径100cm(トレーニングバールン100)	H16.3.31	27,300
247	48624	019003012	機能訓練用上半身保持機	PC-2795E(ウエッジ)	H16.3.31	46,200
248	48625	019003012	機能訓練用上半身保持機	PC-2795L(ウエッジ)	H16.3.31	58,800
249	48626	019003015	機能訓練用ロール	PC-2794F(ロール)	H16.3.31	29,400
250	48627	019003015	機能訓練用ロール	PC-2794D(ロール)	H16.3.31	54,600
251	48628	019003004	訓練用腰掛	無限工房 LLSカイプルー・レインボー(クッションチェアー)	H16.3.31	70,287
252	50163	023003001	パソコン(ポケコン含む)	PC-MJ26XRZEJ(NEC (本体、モニタ、ソフト含む))	H18.7.21	426,150
253	50164	023003003	OA機器用プリンター	PM-A750(EPSON)	H18.7.21	28,950
254	50165	023003014	ディスプレイ	BM46 点字ディスプレイ(ブレイルメモ)	H18.7.21	452,450
255	50166	023003030	点字プリンター	POG-Multi 点字プリンタ(日本テレソフト)	H18.7.21	1,368,450
256	50191	031001004	マットレス	MB-2500M(ダブルウェーブマットレス)	H18.11.8	27,300
257	50192	019004059	ストレッチャー	KK-723(アルミ製ハイローストレッチャー)	H18.11.8	261,450
258	50193	002001001	テーブル	FTC-1500M(ハイローテーブル)	H18.11.8	192,150
259	50194	002001001	テーブル	FT-1800M(ハイローテーブル)	H18.11.8	336,000
260	50248	005001007	スチール製ロッカー	79-N(ライオン スチール製ロッカー)	H18.11.8	38,325
261	50249	019004018	特殊ベット	GHB-V383SWT(病院福祉ベット)	H18.11.8	241,500
262	50250	019004036	オートクレーブ	HS-20011(オートクレーブ)	H18.11.8	436,800
263	100136	015001015	補聴機械	ループアンプHS-60・チューナーユニットSU-3000A × 2・ワイヤレスマイクWM-3000A・タイピンワイヤレスマイ クWM-3100・延長用ループアンテナ20M	H19.6.13	304,500
264	102352	023003001	パソコン(ポケコン含む)	パソコン(NEC VersaPro-PC-MY30VRZJDU83)、512MB増設 メモリ含む	H20.2.15	112,940
265	102353	023003014	ディスプレイ	スピーカー内蔵ディスプレイ及び点字編集ソフト	H20.2.15	35,000
266	104128	023003030	点字プリンター	DOG-Basic32	H20.7.16	1,039,000
267	108652	032002034	火災報知機	シルウオッチ	H22.7.20	26,250
268	108653	032002034	火災報知機	シルウオッチ	H22.7.20	26,250
269	108654	032002034	火災報知機	シルウオッチ	H22.7.20	26,250
270	108655	032002034	火災報知機	シルウオッチ	H22.7.20	26,250
271	108656	032002034	火災報知機	シルウオッチ	H22.7.20	26,250
272	108657	032002034	火災報知機	シルウオッチ	H22.7.20	26,250
273	111923	019001002	人工蘇生器	フィリップス・ハートスターFRX 861304 1536V27201	H23.3.31	377,475
274	130402	032001083	風呂	オージー技研HK255S U2	H30.3.3	5,724,000
275	148105	032001083	風呂	オージー技研(株)固定式介護浴槽 HK-227L-UI	R 1.12.16	1,406,500
276	148106	032001083	風呂	オージー技研(株)昇降式ストレッチャー RA-227R	R 1.12.16	1,706,500
277	163683	032001083	風呂	ミクニマイティエースII 浴室セット ACE-MBRW	R 4. 3.24	582,000

